

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	独占禁止法第9条(一般集中規制)については、企業の生産性向上につながる活動を過度に制限・萎縮等させるものであり、廃止すべきである。	<p>昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入して競争が促進されるなど、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するような状況ではなくなりつつある。加えて、わが国は「総人口・生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していく必要に迫られている。</p> <p>しかし、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。</p> <p>仮に一般集中規制が廃止された場合でも、市場メカニズムの機能が妨げられるような企業結合については企業結合審査等の規制、その他の反競争的な行為については各種行為規制により対処でき、一般集中規制は必ずしも必要ではないと考える。</p> <p>また、公取委は、9条ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではないとしているが、本規制の存在自体が、事業者に対し当該規制への該当の懸念を招き、その解消のための検証や、公取委への個別相談など、事業者の事業活動に制限或いは負担が加えられていることは事実である。</p> <p>独占禁止法第9条が廃止されれば、日本の企業が、独占禁止法に基づく競争環境を保持しつつも、柔軟な事業構造や事業領域の再構築を進めることができ、グローバルな競争力の強化に繋がる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条 ・「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会(平成22年1月1日最終改訂))
2	独占禁止法第9条4項及び9条ガイドラインの改正	<p>独占禁止法第9条4項及び「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(以下、「9条ガイドライン」という。)について、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。</p> <p>①独占禁止法第9条第4項に基づく報告につき、報告時期、頻度を見直すべきである。報告時期については、「毎事業年度終了の日から3月以内」と設定されているが、時期を柔軟に対応できるようにすべきである。頻度については、例えば前年と資産・事業分野売上に大きく変動のない企業については報告を免除する等の運用を検討すべきである。</p> <p>②9条ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけでなく、業種によっては2桁分類の使用も認めるなど、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。</p>	<p>①これまでの公取委の回答として、「これ以上の措置は困難」との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減余地はあると考えられる。法9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値精査稼働は依然として大きく、個別に報告に向けた調査の体制を組んで対応する必要が発生する会社もあるなど、これら作業を短期間で行うことによる社員の負担は膨大なものになっている。</p> <p>②経済のグローバル化が急速に進み、国内の市場においても海外企業の参入等により、急激に市場構造が複雑化している中、日本標準産業分類は頻繁に更新されているものではなく、現行の3桁分類に基づく分類では、市場の融合や産業をまたがったイノベーション、シェアリングエコノミー等の新しいビジネス形態に対応出来ないケースが想定される。そのような業界については2桁分類による報告を認めることによって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。</p> <p>③「大規模な会社」の該当基準が一律に総資産額により判断されることにより、事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要となる資産規模は異なり、不動産や設備を保有して行う事業においては資産が高くなる傾向がある一方、これらを保有しないサービス業等では必ずしも資産が高くはないことなど企業間の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。また、実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項 ・「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会(平成22年1月1日最終改訂))
3	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。	<p>独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。</p> <p>独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。</p> <p>信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは別として議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。</p> <p>一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。</p> <p>また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。</p> <p>以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が解消されることで、受益者の利益の極大化に資すると考えられる。また、受託者における議決権保有割合管理の事務負担の効果も期待できる。</p>	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条
4	地域活性化ファンドに限定した5%ルールの要件緩和	地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、5%ルールに抵触するため少額出資しかできない。銀行本体で、管理運営ができるGP(無限責任組合員)について、地域活性化ファンドを組成する場合に限り、5%ルールを撤廃していただきたい。	<p>現状、地域活性化ファンドを組成する際、銀行は、GPとしてファンドに出資を行いつつ管理・運営を行う場合と、LPとしてファンド出資のみを行う場合がある。このうちGPは、独占禁止法および銀行法の議決権保有規制(5%ルール)の規制対象となっており出資額が限定されるため、その額以上に投資を希望する際には、銀行の関連会社(連結子会社であるリース会社、ベンチャーキャピタル等)がGPとなり管理・運営を行ない、銀行はLPとして出資のみを行う場合が多い。この関連会社では、専門知識を持った人員が不足していることから、積極的にファンドを組成することが難しい要因となっている。</p> <p>現状、銀行本体から関連会社に転籍する等の対応をとっているが、そうした人材は銀行本体での損失となる。また、新たに関連会社を設立するに際して多大な時間と労力が必要となるため、中小の金融機関では設立することを断念してしまうといった事象も想定される。</p> <p>GPによる出資は地域貢献を目指すファンドへのものであり、ファンドの投資先の事業者に対する事業支配が生じたり、これと結び付きが生じたりは想定されず、LPが出資する場面同様、独占禁止法11条により規制すべき場面ではないと考える。また、ファンドの運用が困難となり、銀行経営の健全性を損なう事象も想定し難い。</p> <p>規制緩和の許容性という点では、現状、銀行の子会社がGPとなることができるところ、仮にファンドの運営に支障をきたす事態が発生した場合、結果として親会社の経営等の健全性にも影響が及ぶこととなるのであり、本規制緩和により、新たに健全性に及ぼすリスクが増加するわけではない。事業支配の点についても同様のことが言える。</p> <p>現行規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止や、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするためと解されるが、地域活性化ファンド組成に限れば、規制の実効性は十分に確保されると考えられる。また、出資に係る規制が緩和されれば、銀行が、ファンドの管理・運営面と資金面の両面で関与することが可能となり、ファンド組成の活性化が期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条 ・銀行法16条の4

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
5	会社法に定める簡易組織再編にかかる登記に要する添付書類の緩和	<p>簡易組織再編にかかる登記に際しての添付書類に関する法令・実務運用について、以下の2点を要望する。</p> <p>①商業登記法第85条第6号括弧書き、同法第86条第6号括弧書きにおいて、それぞれ簡易吸収分割会社と簡易新設分割会社における「取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録」の添付を求めている箇所を削除していただきたい。</p> <p>②その上で、簡易吸収合併存続会社、簡易吸収分割承継会社、簡易株式交換完全親会社、及び上記該当箇所が削除された場合の簡易吸収分割会社、簡易新設分割会社における組織再編の意思決定に関して、常に取締役会の議事録の添付を求めるといふ実務運用をやめ、取締役会の決議を経ていない場合には、会社の適切な意思決定の存在を示す他の添付書面での代用を認めていただきたい（例えば、監査等委員会設置会社における取締役への委任や指名委員会等設置会社における執行役への委任の例を参考に、①当該簡易組織再編が当該会社において取締役会決議事項でないことを示す取締役会規則、及び②社長名義の決定書の添付等が考えられます）。</p>	<p>現状、簡易組織再編手続きは、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全親会社において認められている。そして、商業登記法第85条第6号括弧書き、同法第86条第6号括弧書きにより、それぞれ簡易吸収分割会社と簡易新設分割会社における組織再編の承認にかかる取締役会の議事録（又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面）の添付が登記に際して求められている。また、簡易吸収合併存続会社、簡易吸収分割承継会社、簡易株式交換完全親会社においても、登記すべき事項につき取締役会の決議を要するときにはその議事録の添付を要すると定める同法第46条第2項に該当するとし、実務運用上、取締役会の議事録の添付が求められている。</p> <p>しかし、会社法上、簡易組織再編の場合に株主総会での承認が不要とされているが、代わりに取締役会での承認を要するとした規定はない。また、「重要な業務執行」に際して取締役会の決議を要することを定めた会社法第362条第4項における重要性の判断は、各種の要素を考慮して総合的に行われるべきものであり、会社が連結又は単体の総資産額の数%程度の金額の資産を譲り受ける、あるいは譲り渡すといった簡易組織再編については、必ず「重要な業務執行」に該当するとまでは解釈しきれない。加えて、親子会社間やグループ会社間では、無対価の組織再編も少なくなく、そうした無対価の場合には、新株発行や自己株式の引き渡しも伴わないため、新株発行や自己株式の引き渡しに際して取締役会の決議を要すると定める会社法第201条第1項、同法第199条第2項の適用も受けない。</p> <p>このように簡易組織再編においては、必ずしも取締役会の決議を要するとまでは言えない。それにもかかわらず、商業登記法の定めや実務運用により一律に取締役会の議事録の添付が求められていることで、簡易組織再編の中でも軽微といえるようなものにまで取締役会の決議をせざるを得なくなり、会社の迅速かつ活発な組織再編が妨げられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記法第85条第6号括弧書き ・同法第86条第6号括弧書き ・同法第46条第2項